

○弘前市議会等に出頭する証人及び公聴会に参加した者の要した実費の弁償に関する条例

平成18年2月27日
弘前市条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条の規定に基づく実費の弁償、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第4項の規定に基づく旅費の支給、地方税法（昭和25年法律第226号）第433条第7項の規定に基づき出席した関係人（審査を申し出た者、補佐人及び市長を除く。）に対する旅費の支給及び法令の規定に基づき出頭した者（当該法令の規定により旅費を支給することとされている者に限る。）に対する旅費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償の額)

第2条 前条の規定により支給する費用は鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料及び日当（以下「実費弁償」という。）とし、その額は、次のとおりとする。ただし、市の職員が職務に関係して出頭し、又は公聴会に参加した場合には、これを支給しない。

鉄道賃及び船賃 市の一般職の職員の例により計算した額

車賃（1キロメートルにつき） 37円

宿泊料（1夜につき） 10,900円

日当（1日につき） 2,200円

(計算方法)

第3条 実費弁償の計算方法については、弘前市職員等の旅費に関する条例（平成18年弘前市条例第46号）の規定を準用する。ただし、出頭者及び参加者が、その居住地において出頭又は参加した場合においても、日当の半額を支給する。

附 則

この条例は、平成18年2月27日から施行する。

附 則（平成27年12月21日弘前市条例第51号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。（後略）